

茂教総第 7 4 号－ 2
令和 8 年 7 月 3 1 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市教育委員会教育長 富田 浩明

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 8 年 3 月 4 日付け茂監第 8 6 号)

教育委員会教育部	教育総務課
監 査 結 果	
令和 8 年 4 月より開始される公共施設等包括管理業務委託に伴い、学校施設の小破修繕業務が管財課へ移管されるが、教育環境の維持に直結する修繕業務が滞ることのないよう、管財課と緊密に連携し、確実に業務が引き継がれるよう図られたい。	
措 置 内 容	
公共施設等包括管理業務委託に伴い、現状の小破修繕についての処理状況を明確にした上で、遅滞なくかつ遺漏なく管財課へ引継ぎを行った。 また、教育委員会に係る修繕要望は、配布されるタブレット端末により確認できると、加えて、毎月、公共施設等包括管理業務委託受託業者と市の担当課の会議が行われ、管財課との緊密な連携も図られることとなっている。	